

第五十一回 参議院 大蔵委員会 會議録 第十一号

昭和四十一年三月二十二日(火曜日)

午前十時四十八分開会

出席者は左のとおり。

委員長 徳永 正利君
理事 青柳 秀夫君
植木 光教君
藤田 正明君
中尾 辰義君

委員 伊藤 五郎君
大竹平八郎君
大谷 豊雄君
栗原 祐幸君
木暮武太夫君
西田 信一君
日高 広為君
柴谷 要君
瓜生 清君
須藤 五郎君
小林 章君

政府委員

大蔵政務次官 竹中 恒夫君
大蔵大臣官房財務調査官 川村博太郎君
大蔵省主計局次長 岩尾 一君
大蔵省銀行局長 佐竹 浩君
農林大臣官房長 大口 駿一君
農林省畜産局長 檜垣徳太郎君

事務局側

常任委員会専門員 坂入長太郎君

参考人

日本開発銀行總 平田敬一郎君

本日の會議に付した案件

○外国為替資金特別會計法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○所得稅法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○法人稅法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○物品稅法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○相続稅法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○租稅特別措置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○災害被害者に対する租稅の減免、徴收猶予等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○都市開發資金融通特別會計法案(内閣送付、予備審査)

○交付稅及び譲與稅配付金特別會計法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○國民金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○農業近代化助成資金の設置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○日本開發銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(徳永正利君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

それでは、外国為替資金特別會計法の一部を改正する法律案を議題とし、政府より提案理由の説明を聴取いたします。竹中大蔵政務次官。

○政府委員(竹中恒夫君) ただいま議題となりました外国為替資金特別會計法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

本法律案は、アジア開發銀行への加盟に伴う出資の財源その他一般會計の歳入の財源に充てられるため、外国為替資金から一般會計に繰り入れることができることとし、あわせて先般発効した財産及び請求權に関する問題の解決並びに經濟協力に関する日本国と大韓民國との間の協定第二議定書に基づき、對韓國清算勘定殘高の處理に伴う外國為替資金の減額整理に關しまして、所要の規定を設けることとするものであります。

すなわち、第一は、アジア開發銀行への加盟に伴う出資の財源に充てられるため、外國為替資金の一般會計への繰り入れであります。昨年十二月四日マニラにおいて調印されましたアジア開發銀行を設立する協定に基づいてアジア開發銀行が設立されることになりましたが、同銀行の授權資本總額は十億ドル、日本の出資額は二億ドルであり、うち払い込み資本額は一億ドル、その二分の一が現金による出資、残りの二分の一が國債による出資となっております。現金による出資五千萬ドル、すなわち邦貨に換算して百八十億圓は、昭和四十四年度から五十年間、毎年度三十六億圓ずつ分割して行なわれることになっております。この出資の財源に充てられるため、昭和四十一年度から昭和四十五年度までの五十年間において外國為替資金から總額百八十億圓を限り、一般會計へ繰り入れることができることとしていたしております。

第二に、昭和四十一年度における一般會計の財源事情を勘案いたしまして、約百七十億圓を限り、外國為替資金から一般會計に繰り入れることができることとしていたしております。この金額は、いわゆるインベントリーの殘額から、アジア開發銀行

の出資財源に充てられる分及び次に述べます對韓國清算勘定殘高に相當する分を差し引いたものでございます。

最後に、先般発効いたしました財産及び請求權に関する問題の解決並びに經濟協力に関する日本国と大韓民國との間の協定第二議定書において、韓國の要請があるときは、清算勘定殘高にかかる債權の賦払い金について韓國からの支払い並びにわが國からの生産物及び役務の供与が同時に行なわれたものとみなすという處理を定めていたものでございますが、これは当該債權について現実の支払いがないにもかかわらず、その支払いがあったものとみなされるわけでございまして、これにより外國為替資金に生ずる損失を同資金の額から減額して整理することとしていたしております。

以上がこの法律案を提出いたしました理由でございます。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(徳永正利君) 引き続き、補足説明を聴取いたします。岩尾主計局次長。

○政府委員(岩尾一君) 外國為替資金特別會計法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を補足して説明申し上げます。

この法律案は、外國為替資金を構成する原資のうち一般會計からの繰り入れにかかわるいわゆるインベントリーに相當する部分につきまして、その一つは、アジア開發銀行への出資の財源に充てられるため、他の一つは、昭和四十一年度の一般會計の歳入の財源に充てられるために資金から一般會計に繰り入れることができる措置を講ずるとともに、あわせて先般発効した財産及び請求權に関する問題の解決並びに經濟協力に関する日本国と大韓民國との間の協定第二議定書に基づく日韓オープン債權のみならず支払いに伴う會計上の處理としたしまして、資金の減額整理の方法を定めようとする

るものであります。

現在、外国為替資金特別会計におきまして外国為替資金は、昭和二十六年度において旧外国為替特別会計から引き継いだ資産千二百二十四億円で特別会計法施行後一般会計から繰り入れた千五百五十億円で充てられております。一般会計からのインベントリーは旧外国為替特別会計当時も百億円の繰り入れを行なっておりますので、これを含めたインベントリーは千二百五十億円となり、一方、インベントリー以外の引き継ぎ資産は千二百二十四億円という事になります。両者を合わせた外国為替資金の総額は二千二百七十四億円となるものであります。その後、昭和三十三年七月対インドネシア・オーストラリア債権の放棄に伴う損失の整理のため六百三十七億円を減資し、さらに昭和四十一年度においてIMF、世銀への増資払い込み財源に充てるため六百六十一億円を一般会計へ繰り入れることとしておりますので、これらの合計額七百九十八億六千四百円といたします。資金の残高は千四百七十六億四千四百円といたします。これらの減少額を外国為替資金のうちのインベントリー相当部分から控除して計算いたしますと、インベントリーの残高は四百五十二億四千四百円ということになります。

次に、この法律案によるおのの改正事項について説明申し上げます。

第一のアジア開発銀行への出資財源に充てるため一般会計への繰り入れ百八十億円でございしますが、アジア開発銀行は、昨年十二月四日フィリピンのマニラ市で調印されたアジア開発銀行を設立する協定に基づき、域内十九カ国、域外十二カ国、計三十一カ国によって昭和四十一年度内に設立されることとなっております。

このアジア開発銀行への加盟については、前述の協定とともに、アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案を提出して御審議を願っているところであります。この協定に基づいてわが国としましては、アジア開発銀行に対して二億ドル相当額の出資を行なうこととなっておりますが、当初一億ドル相当額について今後五年間にそのう

ち五千万ドル相当額を本邦通貨で、残りの五千万ドル相当額を国債で毎年五分の一ずつ払い込むこととなります。残余の一億ドルについては、今後アジア開発銀行の業務の運用上特に協定に定められた場合に、その請求に基づき払い込みを行なうことになっております。この現金出資を要する五千万ドル、邦貨で百八十億円の財源を確保し、今後五カ年度間における出資を円滑ならしめることが適当であると考えられますので、一般会計の財政事情及び外為会計の収支採算状況を考慮いたしまして、IMF、世銀増資の場合と同様に、その財源を外国為替資金からの繰り入れに依存することとしたのであります。

第二の昭和四十一年度一般会計歳出の財源に充てるため一般会計への繰り入れ百六億九千三百万円について申し上げます。

昭和四十一年度においては、租税その他の經常収入のほか、公債の発行により所要の財源を調達することとしておりますので、このような財政事情のもとにおいては、過去において一般財源により蓄積されたインベントリー資金は、外為会計の運営に支障を来たさない限り、これを一般財源として活用し、もって国全体の財政資金の効率的活用をはかることが適当であると考えられますので、昭和四十一年度において、ただいまの百六億九千三百万円の金額を外国為替資金から一般会計の歳入に繰り入れることができることとしたのであります。

この百六億九千三百万円の繰り入れ額は、前述のインベントリー残高四百五十二億四千四百円からアジア開発銀行出資財源充当額百八十億円及び次に述べます日韓オーストラリア債権金額百六十五億円を差し引いた残余の全部に相当するものでありまして、これによりインベントリーは日韓オーストラリア債権相当額を別除すれば、すべて取りくずされたものといえるわけであります。

最後に、以上の措置とあわせて、先般、発効した財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二

議定書に基づく日韓オーストラリア債権の処理に伴う損失の整理について所要の規定を設けることとしたしております。

この第二議定書においては、これまで懸案となっていた日韓オーストラリア協定の昭和三十六年一月末日残高四千五百七十二万九千三百九十八ドル八セントについて、今後韓国が十年間に分割して返済することと定めておりますので、韓国の外貨事情を考慮して、同国の要請があるときは、その年におけるわが国からの生産物及び役務の無償供与並びに韓国からのオーストラリア債権の賦払い金の支払いがともに行なわれたものとみなし、これによりわが国からの無償供与の総額及びその年の無償供与の限度額がそれだけ減額されたものとす

る特別の処理を講じているのであります。

これは、日本と韓国との間における協定上の関係といたしましては、韓国から現実の支払いがなされないにもかかわらず、その支払いがあったものとみなし、一方、わが国からの無償供与も現実の供与がないにもかかわらずそれだけ行なわれたものとみなすこととするものであります。したがって、この要請があった場合、外為会計としては、その保有する外貨資産が現実の弁済を受けることとなり、消滅せしめられることとなりますので、外国為替資金にそれだけ損失が発生することになるわけでありまして、この損失の整理の方法として、これを外国為替資金の金額から減額して整理することとするものであります。

なお、昨年十二月十八日、協定発効後、韓国側からすでに第一回及び第二回の賦払い金のおのの四百五十七万三千ドルについてこのみなし支払いに関する要請が行なわれております。

以上、提案理由の補足説明をいたしました。何とぞよろしく御審議のほどお願いいたします。

○委員長(徳永正利君) 本案につきましては、本日はこの程度といたしたいと思います。

○委員長(徳永正利君) 次に、所得税法の一部を

改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、物品税法の一部を改正する法律案、相続税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案、都市開発資金金融通特別会計法案、交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案及び国民金融公庫法の一部を改正する法律案の以上九案を一括して議題とし、審査を進めます。

九案につきましては、提案理由の説明はすでに聴取いたしておりますので、補足説明を聴取いたします。川村財務調査官。

○政府委員(川村博太郎君) 所得税法の一部を改正する法律案外五つの税法改正案につきまして、提案理由の補足説明をいたします。

まず第一に、所得税法の一部を改正する法律案でございます。

最近における所得税負担の状況に顧みまして、中小所得者に重点を置いて所得税の負担を軽減するために、所得税法の改正を行なうこととしておりますが、その改正は三つの柱がござい

ます。

第一が、課税最低限の引き上げでございます。所得水準の上昇に際しましては生活水準の上昇、これに見合ひまして、本年度におきましては、課税最低限を六十三万円に引き上げることを目的といたしまして、基礎控除、配偶者控除、扶養控除、給与所得控除の引き上げを行なうことといたしております。なお、企業減税の一環といたしまして、事業所得者の専従者控除を大幅に引き上げることといたしております。この諸控除の引き上げによりまして、課税最低限は現行税法では五十六万四千二百四十五円でございますが、改正の結果、初年度六十一万三千四百二十一円、平年度六十三万一千六百三十四円、約七万円弱の引き上げが行なわれることとなります。

それから、納税人員でございますが、四十一年の見込みで二千百万人でございます。これが四十一年改正前で二千二百百万でございしますが、改正後

二千六十四万人に相なります。したがって、この課税最低限の引き上げによりまして、納税人員は百四十五万人の減少と相なるわけでござい

ます。それから、第二が、税率の緩和、合理化でございます。御承知のように、昭和三十三年以来税率の大幅な改正はほとんど行なっておりません。そこで、その後の所得水準の上昇、あるいは物価の上昇等を考えますと、わが国の現行税率はかなり中堅所得層において累進が急であるという見地から、この際、税率につきまして大幅な緩和を行なうこととしたわけであります。で、中堅所得者層以下に重点を置きますために、課税所得三百万以下の金額につきまして税率の軽減を行なっております。

なお、昭和三十七年に最低税率を一〇%から八%に下げておりますが、これは当時行なわれた所得税から府県民税へ税源を譲与するというこのために暫定的に二%引き下げたということでございますので、当時から、その後課税最低限を引き上げる際に一〇%まで引き上げるといふことが予想されておったわけであります。今年度課税最低限が大幅に引き上げられましたので、〇・五%だけ最低税率を引き上げまして、十万円以下の金額については八・五%の税率ということにいたしました。

第三の柱が所得税法の整備でございます。最近保険契約高が累年増加いたしておりますので、生命保険料控除につきまして、現在最高三万五千円までの控除が認められておるわけでござい

ます。これを三万七千五百円までの控除限度に引き上げたわけであります。それから、寄付金控除につきまして、教育、科学の振興、あるいは文化の向上という見地から、現行では特定寄付金につき所得の三%をこえる部分を所得の二〇%を限度としてその三%を税額控除するという制度に相なっておりますが、いまの控除限度の所得の二〇%を三〇%まで引き上げるといふことにいたしております。

なお、整備合理化といたしましては、通勤手当を非課税の対象とし、あるいは変動所得の範囲を広げ、あるいは勤労学生控除、障害者控除の対象範囲を拡大するという改正を行なっております。

次に、法人税法の一部を改正する法律案について御説明いたします。今年度は、経済の現状、それから今後の日本の経済発展ということに顧みまして、大幅な企業減税を行なっておりますが、その一環といたしまして、税法の改正では法人税法と租税特別措置法、この二つが改正されております。法人税法につきましては、税率の引き下げと、その他税法の整備が行なわれております。

第一の税率の引き下げは、まず法人税率、普通の法人税率の引き下げであります。普通法人につきましては、現在年所得三百万以下の所得金額に對しましては三%、三百万超の所得金額に對しましては三七%、それから協同組合、公益法人等につきましては二六%という税率に相なっておりますが、これを、普通法人につきましては資本金一億円以下のものと超のものに分けて、資本金が一億円以下のものにつきましては、先ほどの年所得の区分に應じまして、二八%、三五%とそれぞれ引き下げることにいたしております。それから、資本金一億円超のものにつきましては、所得金額区分を廃しまして三五%一律に課税することにいたしましたわけであり

ます。協同組合、公益法人等につきましては、二六%から二三%に引き下げることにいたしております。なお、これに関連いたしまして、清算所得に對する法人税率を、現行普通法人四三%を四一%に、協同組合等三八%を三五%に引き下げることにいたしております。

それから、同族会社の留保所得課税の税率でございますが、現在この留保所得課税につきましては一定の控除額が定められております。この控除額は、現行では所得金額の二五%または百万円のいずれか多い金額と相なっておりますが、この率及び額をそれぞれ三〇%、百五十万円ということに引き上げたわけであります。

その他の整備合理化といたしましては、最近の法人の決算状況に顧みまして、いわゆる粉飾決算の場合における税額還付につきましては、当該事業年度、粉飾の事業年度までさかのぼることをいたしませんで、これを甲表に表現いたしました年度で欠損の繰り越し、繰り戻しの場合に準じて取り扱うという規定の整備を行なっております。

次に物品税法の改正でございます。物品税法につきましては、昭和三十七年に大幅に体系的な改正を行なったところでござい

ます。最近における負担の状況及び最近の経済不況ということに顧みまして、健全な消費需要を喚起するということのために、物品税負担の軽減合理化をはかることといたしております。なお、これに際しまして、納税手続の簡素化等を行なうという整備合理化をもうあわせて行なっております。

まず、物品税の改正につきましては、第一に課税の廃止でございます。課税物品の消費の性質から課税を適当としないと考えられるもの、それから製造者の企業規模が零細であつて転嫁がかなり困難と認められる物品、これにつきましては課税を廃止することにいたしました。約十一品目にわた

りまして課税の廃止を行なっております。この十一品目は、室内装飾用品、茶道・華道・香道用具、飾りもの、玩具、双眼鏡、ネオン管等でございます。

第二が税率の引き下げでございます。現在の物品税法は、製造課税につきましては二〇%を原則とし、小売り課税につきましては一〇%を原則とする。その上にそれぞれ加重税率、軽減税率を設けるというのが基本的な考え方でございますが、国民の生活水準の向上に密接に関連する課税物品で、その消費拡大が量産によるコストダウンを通じて輸出振興に寄与すると考えられるような物品につきましては、いまの二〇%の基準税率を一五%まで引き下げる。で、これになら

いまして、各段階ごとの税率の再検討を行なうという考え方で、約十七品目につきまして税率の引き下げを行なっております。なお、この税率の引き下げに関連いたしまして、法律的な改正事項ではございませんが、家具とかあるいは喫煙具のように、零細な納税義務者の製造する物品で、税率の引き下げよりも免税点の引き上げのほうがより要望も強い、あるいは税の体系からも好ましいというような物品につきましては、免税点の引き上げを行なうことといたしまして、そのための政令改正を準備しております。それから、四十一年中に期限が到来いたします特別措置、物品税法の附則で定まっておりますが、でございますが、パッケージ型のルームクーラー、アンサンブル式レコード演奏装置、トランジスタ式テレビ受像機、こういうものを含めまして、七品目に對しまして暫定軽減あるいは非課税の措置を今後二年間継続することといたしております。

なお、最後に、課税の合理化でございますが、現在清涼飲料につきましては一キロリットルにつき五千円という従量税方式に相なっているわけでござい

ますが、これを五%の従価税方式に改める。それから、現在課税が行なわれてはおりません新規物品、冷蔵庫、船内外機関、これに對して新たに課税をするということにいたしております。ただし、冷蔵庫等の新規課税につきましては、負担の急激な増加を防ぐために、実施を二年間猶予することといたしております。

その他未納税移出の手続を簡素化する等の制度の整備合理化を行なうことにいたしております。

それから、次が相続税法の改正でございます。相続税法につきましては、昭和三十三年に大幅な改正をいたしまして以来、その後課税最低限につきまして若干の手直しをいたしましたほかは、ほとんど改正が行なわれておりません。ところが、その後所得水準が上昇いたしておりますし、国民の財産の保有状況もだいぶ変わつてきております。ことに、最近におきます土地価格の騰

貴、これがきわめて著しいために、現行の相続税負担はきわめて重いものと相なっております。そこで、国民の適正な財産形成をはかるという見地から、相続税法につきまして大幅な改正及び整備合理化をはかった次第でございます。

第一は、課税最低限の引き上げでございます。

現在は相続人五人の場合の通常の相続の事例でございますが、五百万円までの遺産額については課税が行なわれないというに相なっております。で、この五百万の課税最低限は、資産の状況を勘照して申し上げますと、東京の二流住宅地で、宅地四十坪、家屋二十坪程度の方が大体この課税最低限に見合うというような形でございます。したがって、今後の国民の適正な財産形成を考えると、これを大幅に引き上げるといふことが必要と考えられるわけであります。そこで、この五百万円を千万円まで引き上げるといふことを目途といたしまして、基礎控除等を引き上げたわけであります。

その内容といたしましては、遺産にかかる基礎控除につきまして、現在被相続人について二百五十万円を四百万円まで引き上げる。法定相続人の一人当たり五十万円の控除を八十万円まで引き上げることといたしております。

なお、後に申し上げますが、夫婦間贈与につきまして、婚姻期間が二十五年をこえる夫婦につきましては、居住用不動産の贈与の場合に、現在の贈与税の基礎控除四十万円のほかに、新たに百六十万円つけ足して控除をするということにいたしておりますが、この贈与税の四十万プラス百六十万、合わせて二百万の控除を婚姻期間中に受けなかつた者につきましては、相続の際に配偶者に二百万円の特別の控除を認めるということにいたしましたわけであります。

それから、相続税の税率でございますが、先ほど申し上げましたように、三十三年以来税率は全然手を触れておりませんので、その後の財産価額の上昇に見合ひまして、現在の累進度のきわめて急激なところを修正することといたしまして、全

面的な改正を行なっております。

で、現在の税率で申し上げますと、実行税率が二四％でございますが、これが現行法のままで四十一一年は三二・九％に上がることにあります。今度の改正でこの三二・九％が三〇・六％まで軽減されることになるわけであります。

なお、先ほど申し忘れましたが、課税最低限の引き上げによりまして、相当程度の課税人員が減少するといふことが見込まれます。

それからなお、贈与税につきましては、先ほど婚姻期間二十五年以上の者につきまして居住用不動産の贈与について、特別控除百六十万円が設けられたということを申し上げますが、贈与税につきましては、一昨年、それまで二十万円の基礎控除でありましたものを四十万円に、一挙に倍額に引き上げておりますが、贈与税につきましては、課税最低限の引き上げは行なっておりません。ただ、相続税の税率の緩和に見合ひまして、贈与税も税率につきましては全面的に見直しが行なわれております。

それから、次が租税特別措置法でございます。

先ほど申し上げました法人税と並びまして、租税特別措置法が改正されることになっておりますが、これは柱が五本ございます。第一が企業の体質改善の促進の措置、第二が中小企業の体質強化の措置、第三が輸出振興措置、第四が農業の構造改善のための措置、第五がその他の税制の整備といたしております。

で、企業の体質改善のための措置といたしましては、自己資本比率向上の場合に一〇％以下の税額控除を行なうということ、それから、一定産業の企業がスクラップを行ないました場合には、そのスクラップ化した機械設備の取得価額の一〇％に相当する税額控除を行なうということ、それから、合併の場合に、合併による資本の増加割合の二割の率で税額控除を行なう、この三本のことが考えられております。

それから、中小企業の体質強化といたしまして

は、貸し倒れ引き当て金の繰り入れ限度額を資本金一億円以下の法人については二割引き上げる、それから、中小商社の海外市場開拓準備金の繰り入れ率を二割引き上げる、あるいは中小企業構造改善準備金制度を設けるというような措置が講ぜられております。

なお、輸出の振興措置といたしましては、輸出割増し償却制度につきまして、輸出比率の現行は八割まで割増しができることになっておりますが、これを一〇〇％までできることに改めたのであります。

その他農業構造の改善につきましては、農地管理事業団のあつせんいたしました農地の譲渡につきましては、五十万円の特別控除をその譲渡所得課税について行ない、あるいは農地等の生前贈与の場合に受贈者が贈与者よりも先に死亡した場合に贈与税を免除するといふようないろいろな措置が講ぜられております。

なお、所得の租税特別措置の整備といたしましては、地震保険につきましては、原子力保険の場合に準じて異常危険準備金制度を設ける。それから、商品取引につきまして、商品取引責任準備金制度を設け、あるいは証券業に対しては売買損失準備金制度を設けること等の所要の整備を行なうこととしております。

なお、特別措置のこういう新規拡充に応じまして、従来設けておりました新規重要物産制度は廃止することといたしております。

最後に、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の改正案でございますが、現在天災地変等によりまして資産の損失を受けた者につきましては、所得の五十万円までのものにつきましては全免、八十万円までにつきましては所得の二分の一軽減、百二十万円につきましては所得の四分の一軽減、二百二十万円につきましてはこれをそれぞれ百万、百五十万、二百万円に引き上げた次第でございます。

以上、所得税法外五つの法律の改正案につきま

して補足説明をいたしたわけでございますが、何とぞすみやかに御審議をいただきたいと思ひます。

○委員長(徳永正利君) 岩尾主計局長。

○政府委員(岩尾一君) ただいま議題となりまして、都市開発資金融通特別会計法案につきまして、その提案の理由を補足して御説明申し上げます。

従来、東京、大阪を中心とする大都市におきましては、首都圏及び近畿圏の既成市街地として、首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律及び近畿圏の既成市街地における工場等の制限に関する法律により、作業場及び教室の新設及び増設が制限されているところであります。が、さらに積極的に都市環境の計画的な整備改善をはかるため、これらの大都市における重要な市街地内の工場等の移転と地を地方公共団体が買い取り、都市開発の拠点として活用しようとする場合に、国はその買い取りに資することを目的として資金を貸し付けることとしております。

また、都市計画として決定された主要な道路、公園等の公共施設の用地を、将来における都市計画事業の円滑な実施に資するため、あらかじめ事業実施前の適当な時期において地方公共団体が買い取る場合にも貸し付けることとしております。

これらのいずれの場合におきましても、政府はその土地を買い取る地方公共団体に、長期低利の資金を貸し付けることにより、大都市における都市問題の解決に資することとした次第であります。すなわち、工場等と地につきましては、年利五分五厘、償還期間十年、主要な公共施設用地につきましては、年利六分五厘、償還期間十年を、それぞれ貸し付け条件としております。

しこうして、その貸し付けの財源の調達につきましては、一般会計から繰り入れを行なうとともに借り入れ金によることとしております。また、貸し付け金の償還金は、借り入れ金の返済に充てるほか、右の財源に加えて貸し付けに充て、事業は継続的に運営されることとなります。

かかる融資事業の経理につきましては、特定の

歳入及び特定の歳出として特別の相互関係にある収支の計算を明確にし、合理的な判断に基づいた効率的な事業の遂行を期するため、一般会計と分かつて特別会計を設けることが必要であると考へ、ここに都市開発資金融通特別会計法案を提案した次第であります。

なお、昭和四十一年度においては、この特別会計は、一般会計から五億円の繰り入れを受けるとともに、資金運用部から年利六分五厘、償還期間十年の条件で十億円を借り入れ、合計十五億円を財源として貸し付けを行なうことを予定いたしております。

その他この会計の予算及び決算の作成及び提出、決算上の剰余金の処分、余裕金の預託、一時借り入れ金の借り入れ等、この会計の経理に關し必要な事項を定めることとしております。

以上、この法律案の提案の理由を補足して御説明申し上げました。何とぞ御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

続いて、交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を補足して御説明申し上げます。

昭和四十一年度の地方財政の見通しは、まず歳入面におきましては、最近の経済情勢を反映して、国税三税の自然増収があまり期待できないために、地方交付税の増も例年に比して少ない上に、所得税及び法人税の画期的な大幅減税が行なわれることによりまして、地方交付税の額は前年度に比べてかえって減少することになり、また、地方税につきましては、国税と同様、最近の経済情勢を反映して大幅な自然増収を期待し得ない状況にあり、これに加えて、住民税の減税等によって自然増収の幅はさらに圧縮される見通しであります。

これに対し、歳出面におきましては、四十年度に実施されました給与改定の平年度化等によって給与関係費が増加するほか、社会資本の整備をはかるため公共投資を拡大する国の施策に対応して、

公共事業の地方負担が増加する等、歳出需要は相当増加するものと見込まれております。このような諸要因によりまして、四十一年度の地方財政は近來その例を見ないほどの困難な状況に立ち至ると思へるのであります。

このような事情を考慮いたしまして、政府におきましても特段の努力を払い、四十一年度の地方財政対策として、総額二千二百億円を措置することとしたのであります。その内訳は、交付税率の大幅引き上げ及び臨時地方特例交付金の交付により、合計一千億円の財源措置を講ずること、及び、地方債計画におきまして、政府資金債五百億円、繰越債七百億円、合計千二百億円の特別事業債を見込むことの二点であります。このうち本法律案に直接関係がありますのは、交付税率の引き上げ及び臨時地方特例交付金の交付であります。

まず第一は、交付税率の引き上げであります。これについては別途地方交付税法の一部改正を行ない、地方交付税率を現行の二九・五％から二・五％と大幅に引き上げて三・二％に改めることとしていたのであります。四十一年度の地方財政は、さきに申し述べましたようにきわめて困難な財政事情に立ち至るものと予想されますが、その主たる原因は、最近における経済の臨時異常な停滞にあると考えられます。ただ、地方交付税の減少は、四十一年度の所得税及び法人税の減税に伴うもので、恒久的要素もあり、また地方財政自体にさしたる自然増収も期待できないという例年と特に異なる事情もありません。これらの事情を総合勘案の上、この際交付税率を二・五％引き上げ、地方の一般財源の強化をはかることとしたのであります。この交付税率の引き上げ措置によりまして、地方交付税交付金は五百八十六億円増額されるわけであります。

第二は、臨時地方特例交付金の交付であります。これについては別途今国会に昭和四十一年度における地方財政の特別措置に關する法律案を提案し、この法律に基づいて、四十一年度限りの措

置として、臨時地方特例交付金四百十四億円を交付することとしていたのであります。

この臨時地方特例交付金は、たばこの売り上げ本数に案分して不交付団体を含め各地方公共団体に交付される第一種特別交付金二百四十億円と、普通交付税の配分方式に準じて交付団体に交付される第二種特別交付金百七十四億円との二つに分かれております。

第一種特別交付金二百四十億円は、今回の地方税制改正にあたり、住民税負担の現況にかんがみ、各種控除額を引き上げて負担の軽減をはかることとしたしまして、三百億円の減税を行なうこととしたのであります。これに關連して、税制調査会の答申においては、所得税の一部を移譲して、住民税所得割りを強化することにより、二百三十二億円の住民税の増収をはかることとしていたのに対し、このような税源移譲方式は、住民税だけを見れば増税となる納税者が少なくないこと等の点より、これを採用せず、結局、四十一年度においては税制調査会の答申の趣旨を尊重しながら、不交付団体をも含めて配分する方式として、製造たばこの本数割りによって配分することとしていたのであります。

さらに、第二種特別交付金百七十四億円は、四十一年度の地方財政のきわめて困難な事情を考慮して交付することとしたものでありまして、その交付の趣旨から見た最も合理的な配分方式として、普通交付税の配分方式に準じ、交付団体に交付することとしていたのであります。

以上の措置に伴い、交付税及び譲与税配付金特別会計につきましても、所要の改正を行なうこととしていたのであります。すなわち、第一に、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる金額で、所得税、法人税及び酒税の収入見込み額を基礎として算定するものの算定率を、百分の二十九・五から百分の三十二に引き上げ、第二に、昭和四十一年度の臨時地方特例交付金の交付に關する政府の経理を同特別会計において行なうこととするともに、臨時地方特例交付

金に相当する金額は、予算で定めるところにより、一般会計から同特別会計に繰り入れることができることとしていたのであります。

以上、交付税及び譲与税配付金特別会計の一部を改正する法律案について提案の理由を補足して御説明申し上げた次第であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(徳永正利君) 佐竹銀行局長。

○政府委員(佐竹浩君) ただいま議題となりました国民金融公庫法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。

第一は、国民金融公庫の理事の定員を一名増加し、七名とすることです。これは最近における国民金融公庫の業務量の増大に加えて、同公庫において昭和四十一年度には特に環境衛生関係営業に対する融資の充実を予定している次第もあり、この際、公庫業務の円滑な運営をはかるためのものであります。

なお、昭和四十一年度に予定しております環境衛生関係営業に対する融資の要点を申し上げますと、一、環境衛生関係営業の近代化、合理化のための特定の施設等に關する国民金融公庫の融資目標額を二百億円とすること、二、融資条件として、金利は一般金利八分四厘を適用することとしたしますが、償還期限、据え置き期間、一貸し付け先当たりの貸し付け限度につきましては、相当地弾力的に運営することとしたしております。すなわち、特定の設備につきましては、償還期限は七年をこえ十年まで、据え置き期間は一年をこえ二年までとする。また、一貸し付け先当たりの貸し付け限度につきましては、従来の限度であります三百万円をこえ六百万円までとすることとしております。また、これに關連して、同公庫に担当部課の設置を予定しているところでもあります。

第二は、国民金融公庫の監事の権限を明確にし、ようとするものであります。これは提案理由説明で申し述べたとおりであります。

以上をもちまして補足説明といたします。
○委員長(徳永正利君) 以上九案につきましては、本日はこの程度にいたしたいと存じます。

○委員長(徳永正利君) 次に、農業近代化助成資金の設置に関する法律の一部を改正する法律案及び日本開発銀行法の一部を改正する法律案、以上両案を一括議題とし、前回に引き続き両案の質疑を行います。
ちよつと速記とめて。
〔速記中止〕

○委員長(徳永正利君) 速記起こして。

質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○須藤五郎君 私は、簡単ですが、この両法案に質問を少ししたいと思いますが、日本開発銀行は、私、一点だけ質問いたしたいと思ひますので、そのほうから早く済ましておきたいと思ひます。

私が聞きたいところは、貸し出しの表を見ますと、四十年度から四十一年度を通じて、計画、実績、見込みなどを見ても、多いところは電力、海運、地域開発、石炭などが多いと思ひますね。そこで、御返答ににくい点もあるように聞いておるんですけれども、この電力、海運、地域開発、石炭など、会社別に、どの会社にどれだけ融資しているかという点を具体的に示していただきたい。

○参考人(平田敏一郎君) お話のとおり、比較的貸し出し額の多いのは電力、海運、石炭でございます。また、大口なものも比較的その辺が多いのでございますが、会社別に融資を示しますのは、金融の關係もありまして、一般的には、相手方の取引先の意思を聞かないで公表するのはいかかと思ひまして、銀行から進んで一件別に公表しますことは差し控えておる次第でございます。したがいまして、企業別の額は何とぞお許し願ひたいと思ひますが、概況をつかんでいただくために、要点を以下申し上げまして御参考になさしていただきたいと思います。

大体、電力会社の電力の融資は、残高で申しますと、三十九年度末、すなわち四十年三月末で、件数で二十九件、金額で三千二百八十六億円になつております。したがいまして、おのずから相当大口の貸し出しが多いということは御理解いただけるかと思ひます。

それから、海運が百五十九件で二千二百九十億という数字に達しております。次に、石炭が百十二件で、五百六十六億でございます。

なお、地域開発のほうは、額は最近だいぶふえておりますが、これはむしろ、大企業も若干ございまして、大口のものは比較的少ない状態でございます。三十九年度じやうに貸し付け実行いたしましたものも大体同様でございますが、最近の傾向としては、海運が、特に再建ができまして以来計画造船の必要性、海運収支の改善といったような点からだいぶふえておまして、三十九年度じやうに貸し付け実行したもののだけを申し上げますと、電力が三十六件で百八十五億円、海運が五十六件で四百五十八億円、石炭が三十二件で百九億円、その他はそれほど多量とつて大口のものは少のうございまして、ばらつきがございまして、大体融資額の多いのは、いま申し上げましたように、電力、海運、石炭、その大手各社というところに相なりますことを御説明申し上げておきたいと思ひ次第でございます。

○須藤五郎君 この開発銀行の金というものは、これは国の財政から出ている金だと思ひます。この国の財政から出ている金が、私たち国会議員に具体的に示されないような条件で融資されておつてよいものかどうか。やはり開発銀行としてあるのではありませんか。それに答える責任があるのではないかと思ひます。それは発表されて会社の方では喜ばぬ点もあるかも知れませんが、その喜ばぬ点という問題が私は問題じゃないかと思ひます。当然の金の貸し借りならばそんなものを発表されてあたりまえのことじゃないか。何もそんなに隠す必要がないのです。それ

を喜ばないというのは、一体どういうために喜ばないのか、何でそれが発表できないのか。私は当然国会に報告すべき性質のものだと、こういうふうに思ひます。どうですか。

○政府委員(佐竹浩君) まことにごもつともなお話でございます。これは須藤先生も十分御承知のように、開発銀行の資金の源泉は、まさによつて来たところは財政資金であります。したがつて、それにつきましては、御承知のように毎年会計検査院の検査がございまして、したがいまして、検査院はすべて詳細を見ておりますが、その際に万が一不当な事項あるいは非違の事項がございまして、それを指摘して、毎年国会の決算委員会において御審議をいただいております。すなわち、その決算報告は決算委員会、つまり国会に毎年きちつと報告を申し上げておる次第であります。

○須藤五郎君 それは検査院が検査するのは当然だし、それは決算報告されるのは当然なはずですが、それでは、大蔵委員会においてはそれはつづさに報告をすることができないが、決算委員会なら報告することおっしゃるのですが、大蔵委員会においてそれが報告できないというのはどういうことなんでしょうか。

○政府委員(佐竹浩君) その点は、先ほど開発銀行の總裁が申し上げました点を若干補足いたしますと、つまり、現在御承知のように企業というものはそれぞれコーポラル・ベースでやつておる。その個々の企業の、つまり個別融資の問題でございまして、つまり、何々会社が何々銀行から幾らお金を借りているかという個別の問題。したがつて、そういう個別の問題につきましては、これはいろいろ営業の秘密もございまして、そこに何も不当不正なことがなくても、つまり営業の秘密というものは、これは現在の社会においてあり得るわけでございますから、そういう意味で、個々の融資の内容につきましては、特に問題があればまた別でございまして、問題があれば当然これはそういう問題に対してお答え申さなければならぬわけでございますけれども、決して問題がない場合

合に、それを何と申しますか、一般的に個別融資を一つ一ついわば公開すると申しますか、公表するということは、これはもう従来ともいたしておらない、そういう慣行になつておるわけでありまして。

○須藤五郎君 不正があるかないかということ自体は、私たちの前にそれが公開されない限りわからないわけですよ。私たちとしては、政府の金が、国の金がどういふふうに使われているか、電力会社ならこの、東電にどれだけ融資されておるか、関電にどれだけ融資されておるか、船会社ならこの船会社にどれだけ融資されておるかという、そういう具体的な点がわからなかつたら、金の使途というものがわからないじゃないですか。だから、やはり私たちはそこまで知らない、こういう開銀の運営そのものに対して突っ込んだ意見が述べられないということになつてくる。私たちが知らぬ間に——私が知らぬということとは国民が知らぬということ。国民に何ら具体的問題が知らされない中でこんな大きな金が自由に動かされているという点が——私はこれは不正があるということを前提にして言っているのじゃないのですよ。しかし、不正があるかないか、はたして妥当な金が使われているのかどうか、その使途が妥当であるかどうかということを判断する資料がなくて、私たちは審議できないじゃないですか、そういうことは。

○政府委員(佐竹浩君) 先生のおっしゃることはよくわかるのでございまして。そこで、問題は、つまり開発銀行の運営にあたりまして、たとえば電力向けは、いま總裁からお話ございましたが、電力に対して何件出たおつて、その総額は幾らということは申しておるわけですが、問題は、そういう電力向け融資というものは一体どういふ対象に向かつてどういふ条件で出されておるかということが、やはり一つの問題だと思ひます。個別の電力会社、たとえば東京電力に幾ら行つておるか、関西電力に幾ら行つておるか、これはもちろん先生がごらんになればそこを明らかにしなければならぬとおっしゃるか

もしませんが、私もはむしろそれよりも、電力会社つまりどういう設備に対して開業銀行というものは融資をしておるのか、それは一定の基準がなければいかぬと思います。その基準のワケ内において個々の電力会社の事業計画をにらみながら、あと個別の融資を幾らずつ配分するか、この点は当然開業銀行の裁量にかかっているわけですね。しかし、そのいわゆるのりを超え、基準を越えて、融資すべからざるものに出るということになると、非常にこれは問題かと思ひますが、実は今日の開業銀行の運営につきましては、先生も御承知のように、毎年閣議の決定を経まして、その資金の運用の基本の方針につきまして政府が定めております。その定められた方針というものは、これは天下に公表されておるわけでありまして、その方針に基づきまして私も大蔵省、監督官庁である大蔵省から毎年開業銀行に対して通達を出しまして、その基準の中でおやりいただくようにしておるわけでございます。ですから、まあそういった意味における、電力ではどう、海運では一体どういふところというものがきちっとしてありまして、それが乱されておらぬ限りは、ただいま先生の御指摘のような御心配というものは一般的にはあり得ない。ただ、しかし、何ぶんにも個々の融資の問題でございますから、その点については、先ほども申し上げておりますように、会計検査院がこれを厳重に見まして、万が一にもそこに問題があれば、これは当然指摘をして国会に御報告をする、こういうことに相なっておりますわけでございます。

は、当然株主總會に対して公示原則、会社の業務内容を公示しなければならぬ。總會に対しては当然貸借対照表、損益計算書を出して、議決を得てゐる。したがって、その会社が総額現在何ほどの債務を負つておるかということは、これは天下に明らかになっております。ただ、その場合に、一体借入れ金がこの銀行から幾らといったものは、これはバランスシートをつくらざる場合にもやつておりません。商法の原則でも実はそこまでは要求してない。だから、やはり迷惑というところとはどうもはなはだことが足りないのではないかと申すのでございまして、これは一種の商慣行と申しますか、営業の秘密といったようなものを、それを要するに一般的に公開するとか何とかというところはしないという、そういう慣行と申しますかというところであらうかと思ひます。

○須藤五郎君 会社は、東電の株主總會を見ましても、開業銀行から幾ら金を借りてゐるというふうな発表はなされないので、私は、租税特別措置法で、今度会社が、政府発表は五千億とか六千億とかいう租税特別措置法による減税額を発表しておりますけれども、私はおそろしくそんなものではないと思ふのです。もっと会社はごまかしてゐると思ふのです。それで、会社の経理をずっと調べようと思つてかかつてゐるんですよ。ところが、会社は重要な点は全部隠してゐるんですよ。

会社では、大体帳簿を三つづつてゐるのです。税務署に出すのと銀行に出すのと株主總會に出すのと、帳簿を三つづつてゐるのです。私たちの目の前に出しておるのは、株主總會に発表するのと税務署に出すのと、それから株主に発表する、そのくらいしか発表しない。ほんとうの帳簿は金庫の奥底に隠しておるわけなんです。会社の実態は、これはなかなかつかめないのです。それが資本主義というものと私は思ふのです。けれどもね、これはアメリカでもなかなかできないそうです。日本でも会社の実態をつかむということとは容易なことではない。だから、今日までこれ

もこれをつかんでゐる人はいないわけです。大蔵省の人も、これはほんとうにつかんでないのじゃないかと思ふ。そのつかめない一端はここにもあると思ふのです。

あなたたちが、国の、国民の金を会社に幾ら貸したというのを発表しないというところは、一体どういふことですか。あなたたちは国民に発表しない。国民の委託を受けて国民の金を会社に融通してゐるのじゃないですか。その金を国民の前に発表できないというのはいかぬではないですか。私は、不正があるからというふうには断定しません。あなたたちが不正をやつてゐるというふうなことは、私も考えたくないのです。不正がないものなら、何で発表できないのですか。会社は、そういうことをいいことにして、そういうからくりをいいことにして、会社の経理なんというものはもう全くだるやうです。わからぬのです。五里霧中の状態です。株主から見てもそのとおりです。この開業銀行の株主は国民ですよ。その株主に、あなたたちはひた隠しにしようというのですから、これはおかしいじゃないですか。そういう状態で、今日、実際、日本のそういう資本主義のからくりを明らかにすることはできないじゃないですか。それをいいことにして、租税特別措置法を例にとりまして、法人税を例にとりまして、みんなごまかしです。あんなものは私たちが信用しません。全部ごまかしですよ。そういうごまかしをやつてゐることにあなたたちが協力してゐるということはどういふことですか。何でそれを発表しないのですか。

○政府委員(佐竹浩吉) 会社の実態は大蔵省もつかんでおらぬだらうというお話でございました。これは先生御承知のように、証券取引法に基づく有価証券報告書という制度がございまして、これは当然その会社の実態を示さなければならぬ。これは一つは投資家保護という見地から、会社の真相をつまらぬままに示さなければならぬという観点から、証券取引法が規制をいたしております。それと、あたかもこれは公認会計士が監査を

するということ、国の場合まさにこの開業銀行の出資金はいわゆる税金でございまして、おっしゃるとおりで、それに対しては、会計検査院というものがあつて、検査をする。同時に、国会があつて、国会が監視をなさつて、決算委員会にも報告をする、こういうしかけになっておるわけでございますから、決して国民の前に戸を閉ざしてひた隠しに隠すといったことではないわけでございます。きわめて明白に白々にお示し申しております、こういうことでございます。

○須藤五郎君 あなたたちはね、信用すべからざる会社の発表、税務署に対する発表、それを頭からうのみにしておられるわけなんです。また、あなたたちのみにしななければならぬというふうな組織になつておるわけですよ。大蔵省ですらも会社の実態がつかめないというふうな状態ですね、私たちは今日置かれておるわけですよ。ましてや、われわれがそれをつかみ得る、つかむということ、なかなか容易なわけじゃないのです。おそろしく不可能だらうと思ふやうなからくりです。しかし、そういう状態ではどうしていいのかわからずです。

それじゃ、あなたたちは、国会に報告できない会社に対する融資、個々の融資を、会計検査院に報告してゐるのですか。どこの会社に幾ら融資してゐるというのを報告してゐるのですか。

○参考人(平田敏一郎君) 毎年会計検査院からは実は厳重な監査を受けておる次第でございまして、そのとき、幾ら会社に融資してゐるか、その残高はどうなつてゐるかというところは、具体的に会計検査院の監査を受けております。

○須藤五郎君 それじゃ、会計検査院の人をここへ呼んだら、会計検査院は発表しますか。

○参考人(平田敏一郎君) 公表する、しないという問題と、ちよつとその問題が違ふかと思ふのでございまして、まあやはり先ほど銀行局長もお話ししましたし、私も申し上げましたが、会社によつては、おそろしく有価証券報告書あたりでは、銀行別に幾ら借りてゐるというところを出してゐる会社

もあるかと思ひます。私が申し上げましたのは、その相手先の事情なり都合を考えないで、融資先から一方的にと申しますか、進んで公表するのはどうかという意味で、控えておきたいものという事でございまして、決してくさいものにあつたをするという意味で、公表することを差し控えているという事でございまして、その点御理解願ひたいと思ひます。

会計検査院は、必要な文書その他全部必要に応じて提出を求めまして、監査をいただいておりますので、その中に検査院の判断で不適当なものがあるという場合には、これは国会にも具体的に監査の結果を報告するたてまえになっておりますことは御承知のとおりでございまして、まあそういうシステムで、全体として公正を期しながら、かつ、融資という一種のそういう形における目的が、相手方の立場も考えながら、円滑に達成できるようにということが、実は私どもの融資にあつたての心がまえでありますことを申し上げさせていただきます。

○須藤五郎君 私、普通の市中銀行が言うことなら、それでも済むかも知れないですよ。しかし、いやしくも開発銀行というのは、国の金を使っている銀行でしようが、国民の金を使っている銀行に使っている銀行が、国民の金にその使途を具体的に明らかにできないという事は、これはあんまりおかしいのじゃないか。それが一口にいつて、資本主義のからくりだと言つてしまえば、それはそれで終わりがいいわけじゃないけれども、それはあんまりおかしいのじゃないか。だから、市中銀行に許されても、開発銀行にそういうことを許していいのかわからないことですが、まず第一に、会計検査院に報告ができることが、何で国会に、国民の代表である国会に、当委員会に報告できないか。何ですか。会計検査院に発表します、しかし当委員会に発表できません、それではおかしいじゃないですか、どういふわけですか。私たちを監視するわけですか。

○政府委員(佐竹浩君) とんでもないことでありまして、国会は国庫の最高機関として、われわれ日ごろからこれ以上の尊重を申し上げていて、これはないわけではございませんから、ただいまのお話の中に、おことばを返すようございましてけれども、開発銀行の資金の使途が明らかでないというものはよくないじゃないかというお話がございまして、開発銀行の使途はきわめて明瞭にお示し申し上げてあるわけではございまして、つまりどういふ業種に対してどういふ場合に融資をするかという基準もはっきりしておりますし、たとえば電力事業に対しては幾ら出ているか、海運に幾ら出ているかという事はきわめて明瞭でございまして、したがって、使途はきわめて明瞭にお示ししている。ただ、先生のおっしゃるものは、その個々の会社に幾ら貸しているかということで、電力会社は御承知のように九電力というものがあります。九電力のやうに九電力に對して融資をしてはいる。その中の東京電力は幾ら、関西電力は幾らという事は、これはもちろんです、必要ないとは申しませんが、国民の目から見た場合に、その九電力といふものの電力設備に對して今日開発銀行の金が幾ら出ているか、年々幾ら出ているか、これが非常に問題だと思ひます。これは毎年はずきり資料等によりましてお示ししておりますし、これは御承知のように、財政投融資計画、これは予算とは違ひますけれども、予算の付属参考資料として毎年国会に財政投融資計画を御提出申し上げておりますし、それに対してすでに説明も申し上げておるわけでありまして、そういう意味で、使途が明らかでないというちよつとおしかりを受けましたけれども、決してそういうことはございませぬので、その点まあ御了承をいただきたい。

○須藤五郎君 それじゃ、会計検査院に報告して、国庫の最高機関である国会に報告のできないという事は、どういふことですか。

○政府委員(佐竹浩君) これは会計検査院に発表しているというわけではございませぬので、つまりこれは会計検査でございませぬ。天下に公表しておるわけではございません。

○須藤五郎君 会計検査院が検査するためには、あなたたちのほうから報告が行かなければ検査できないじゃないですか。だから、各会社別の、この会社にはどれだけの融資をしておりますという事は報告しているのではありませんか。

○政府委員(佐竹浩君) そのとおりでございまして、検査院には全部見えていたいております。ただ、私が申し上げておきますのは、つまり先生の御注文は、当委員会において発表せよ。これはつまり天下に公表するという意味でございませぬ。検査院の場合には、これは実は公開ではございませぬ。検査院のみがそれを見る。なお、問題があれば、それはそこで初めて検査報告として国会に公表されますけれども、しかし、それ以前の段階においては検査院は公表していません。

○須藤五郎君 検査院の検査が正しいかどうかという事を調べるためには、やはり具体的なそういう資料がないと、私たちが検査院自体をよく調べることができないわけですよ。だから、決算委員会において検査院を呼んで、こういうことになつておるが、実態はどうなんだというふうになつれば、検査院は発表するのですか。

○政府委員(佐竹浩君) その点は事次第によりまして、検査院の所管事項でございませぬので、ちよつと私のほうからどう申すわけにはまいりませぬ。

○須藤五郎君 これは、私はあなたが幾ら説明しても納得のいかぬ点ですよ。国民の金をよそに融資する場合に、それを国民の目の前に明らかにしないで、あなたたちだけでやうやうのうちにこつこつしている。これじゃ国民は納得できないし、私たち自身も納得できないのですよ。まあ早い話が、こういうこともあり得ると思ふのですよ。ある会社には非常にたくさん融資をする、ある会社には要求があつても融資が非常に少ない、それである会社はそれに対して不満を持つ、何でそういうことが起こるのかというやうなことで、一つ例をあげれば、そういう問題だつて起こりかね

ないと思ふのですよ。そういうときに、それを国民の立場に立つて判断していくのは、資料がなければ判断できないですよ。何でこの会社にはこれだけのたくさんさんの金を融資して、こちらには融資しないのかという事は、一つの問題になるんじゃないですか。それを判断する資料がなくて、私たちはそこまで入つて意見を述べることができないですよ。総裁にまかせておけば何もそんなこと国会議員は心配するな、おれにまかせておけと胸をたたくて済む問題じゃないと思ふのですよ。

電力会社にはこんなにたくさん金が必要、船会社にはこんなにたくさん金が必要、しかし、たくさんさんの金が行かぬ点も出てくるんじゃないか、これはどうしたのだ、要求あつても出さないのかどうか、それなら何の理由で出さないのか、何の理由で出さぬのか。最近船会社がどんどん融資がふえてきた、それは一体何に原因するのか。それは個々の問題じゃなかったら、あなたたち説明するでしよう。しかし、各会社によるというとその説明ができません。私たちはそれを知ることができないわけですよ。

やはりこれは国民の目に明らかにしないと、私たちが国民から責任を負わされて国会の審議に当たつていて、私たちも知らないことを国民から聞かれた場合、開発銀行から東電に幾ら融資が行つていますか、関電に幾ら行つていますか、あまり営業成績のよくない中部電力や東北電力にはどれだけ行つていますかというやうなことを聞かれた場合、私たちはそんなことわからない、国会で質問しても開発銀行の総裁は答えません、これで済むのですか。これじゃ国会議員は何しているのだということになるわけですよ。やはり国会議員はそれぐらいの権威を持たなくちゃ私はさうと思ふのですよ。どうですか。

○参考人(平田敏一郎君) いまいろいろお話でございませぬが、たとえば、例を申し上げますと、一番大きな電力でございませぬが、電力につきましては、第一に、毎年の資金計画をきめる場合に、総

ワクを幾らにするかということ、実は年度初めにきめることになっております。これは総ワクはしも予算の説明書に、実は電力のほうは幾らというところは載っております。毎年電力会社に対する融資の方針も若干ずつ変わっております。たとえ最近の融資の方針といたしましては、電力会社に対して、全体として資金の不足を来たしているからという理由で電力会社に融資するといったようなことは、初期段階ではございまして、最近ではそういう融資の方針をとっておりません。

で、特に最近では、まず一つは石炭火力の建設を対象工事として取り上げる。これはやはり電力政策であると同時に石炭政策、この両面から考えまして、石炭対策の一環として、国内の石炭をできるだけ電力会社に使ってもらう、そういう方針がございまして、それに応じまして石炭火力をまず取り上げるということになっております。これはもちろん開港銀行独自でできたわけではございませんで、通産省とよく打ち合わせをされてきております。

第二番目は、重電機へ払い資金ということ、電力会社に融資することについていたしております。これは御承知のとおり、海外からの重電機が実は非常に安い金利で長期の延べ払い条件をもちまして融資するという傾向がありまして、どうしても国産の重電機を使いたがらない。それに対して、やはりこれは金利の条件を、国際金利が大体六分以下でございまして、そこで六分五厘くらいの金利にして、延べ払いの期間も融資の期間もある程度長くして、それによりまして国産の重電機を電力会社が使うことができるようにしよう、こういう趣旨に基づいてございまして、ほとんどは最近の電力融資の中心は実はこの二つに限っております。

それと、もう一つ原子力の開発でございまして。これは御承知のとおりのような状態でございまして、原子力発電の融資は、これは電力資金の中からワクを優先して出す。こういうやや一般的

と申しますよりさらに大きな方針を、各省の意見も聞きまして、方針をきめて融資いたしております。こういうことでもございまして、そういう方向に従いまして、実は電力会社に融資いたしておりますのでございまして。

なおまた、海運につきましても御指摘ございまして、これは御承知のとおり、海運収支が非常に赤字である、国際収支から見ると。それから、それではやはり日本の国際収支全体の改善に非常に問題があるというので、特に一昨年から昨年にかけまして、日本で新造船計画をつくって促進する必要がある、こういうことになりまして、

実は最近急激に海運融資がふえている。海運会社は、その前には御承知のとおりたいへん業績が悪くてひどい目にあつておりましたが、海運の集約化が実現しまして、海運会社としましてはも相当な新造船を出すのに耐え得るような状態になってきたので、昨年あたりから、そのような方針に従いまして政府が特別にこれは計画造船としまして年々つくる船を全体としてきめまして、それに従いまして政府から資金をもらっております。

で、もちろんこれは個々の融資にあたりましては、それぞれ定期船をどのくらいにする、さらに一般の船は、専用船と申しますか、たとえばタンカーでございまして、長期契約のあるものを優先して扱って、それから石炭とか鉄鋼石につきましても、やはり同様に長期契約のものを優先して扱う、そういったようなふうに計画造船——造船の中におきましてもそれぞれの必要の度合いをよく調べまして、資金のワクで優先的に有効なものから融資していく、こういうようなやり方をやっているわけでもございまして。

もちろん、開港銀行といたしましては、銀行があくまでも財源が返ってくるというところが非常に大事な判断の要素でございまして、金融ベースと称しておりますが、はたして財源が確実に所定の期間内に回収する見込みがあるかどうか、これは企業の実力の判断になってくるかと思うのでございまして、そういう点につきましても、個々の会社ごとに、あるいは一件ごとによく審査をいたしまして、審査の上、結果を待ちまして、それぞれどの会社にもどういう大所高所の目的で幾ら貸すかということとを精密に調べました上で決定していく、こういうことになっております。そういうことが累積いたしまして、結局一定のときは一定の会社に幾ら金を貸しておるということに相なる次第でございまして、そういったような趣旨で十分慎重に審査をし、さらに貸し付けも行なっているという実情を御説明を申し上げまして、御参考になさっていただきたいと思います。

○須藤五郎君 私、皆さんの説明を聞いても、実際は納得できなくて、やはり具体的に示されることとが一番よいことだと思ひますが、まあその示すことはできない、示さぬというのが今日の日本の資本主義の実態だ、こういうふうな解釈するわけですが、何か資料を出すことができるなら資料を出していただきたいと思います。

それから、委員長、きょうは農業基本法について私少しやる予定で、農林省の方にたくさん出席をお願いしながら、簡単に済むと思つたら、この開港銀行の問題がなかなか簡単に済まなくなつてしまつて、時間がなくなつてしまつたわけですよ。ですから、この問題もあとにやることにして、農業近代化の資金助成の問題はひとつ、もし午後当委員会が開かれるならば午後後に回していただきたいし、もしもそうでなければこの次に譲らしていただいて、今日は非常にかつてなことを言ひますが、これで失礼をさしていただきたいと思います。

○瓜生清君 簡単なことを二つだけお伺ひしたいが、一つは、開港銀行が融資をされる場合に、非常にきびしく条件をおつけになると思うのですが、逆に償還計画ですね、こういうものに対しては同様に思ふんですが、万が一それにそぐを来たすというふうな企業があった場合、どういふふうな措置をとっておられるのか。おまかでないから、御説明をお願いしたいというのが第一点。

第二点は、総裁がこの間の委員会では、いわゆる企業倒産がいままでにあった数字を二十一社、十

七億六千五百万円ですか、そういうお話をされましたが、その中に海運と石炭の企業があるのかないのか。

その二つだけひとつお伺ひします。以上で私の質問は終わります。

○参考人(平田敏一郎君) 御指摘のとおり、個々のケースごとに実は償還見込みと申しますか、これを調べるのが一つは開港銀行の大きな仕事でございまして、調べまして、貸し付けにあたりましては、増資してほしいとか、いろいろな注文をくつておるのでございまして、なかなか、御指摘のとおり、事業は予想したとおりいかぬ場合がございまして、延滞等を生ずる場合がございまして。そういう場合におきましても、現実にもちろん督促いたしまして、取り立てを厳重にいたしておるわけでもございまして、まあ同時に、向こうが回収し得るようないろいろな援助等につきましてもできただけ考えまして、たとえば市中銀行との話し合いその他もいたしまして円滑にいくようにして、債権はあくまでも確保するようにいたしたいというふうなことでやっております。

延滞等になりますと、たとえば損害金を取るためまえにいたしておりまして、そういったようなことも使ひまして、極力回収の円滑化をはかつていく。その点は、率直にいまして私も気持ちとしては、財成資金でございまして、市中銀行よりもやや少しきびしいと言っちゃ言い過ぎでございまして、厳格になつてもしかるべきじゃないかというぐらゐのつもりで実はやっておりますことを申し添えておきます。

しかし、また同時に、産業を育成するというのも一つの任務でございまして、何でもかんでも、将来見込みがあるのに、急に開港銀行の態度によつてどうこうするといったような結果になつてもまずいので、その辺のことも考えまして、事宜よろしきを得て、最終的にはあくまでも、大事な財政資金でございまして、回収をはかるというつもりで運用しておりますことを申し上げておきたいと思ひます。

それからなお、いま御指摘のものの中には石炭会社もございました。海運会社はございません。
○委員長(徳永正利君) 他に御質疑もなければ、両案に対する質疑は、本日のところこの程度とし、これにて散会いたします。

午後零時十六分散会

三月十七日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は二月九日)

一、日本開発銀行法の一部を改正する法律案

三月十八日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案

外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案
案外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律

外国為替資金特別会計法(昭和二十六年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

附則中第十二項以下を三項ずつ繰り下げ、第十二項の次に次の三項を加える。

12 政府は、アジア開発銀行の加盟に伴う措置に関する法律(昭和四十一年法律第 号)第二条の規定によりアジア開発銀行に対して行なう出資の財源に充てるため、昭和四十一年度から昭和四十五年までの間において、総額百八十億円を限り、外国為替資金から一般会計に繰り入れることができる。

13 政府は、昭和四十一年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、同年度において、百六億九千二百万円を限り、外国為替資金から一般会計に繰り入れることができる。

14 財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二議定書第二条の規定に基づき、大韓民国から日本国と大韓民国との間の清算勘定の残高四千五百七十二万九千三百九十八合衆国ドル八セ

ントに係る各年の賦払金の全部又は一部について同条の要請があつた場合(同議定書第六条の規定によりその要請があつたものとみなされる場合を含む。)において、当該賦払金の支払が行なわれたものとみなされることにより外国為替資金に生ずる損失は、外国為替資金の金額から減額して整理するものとする。

附 則

1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

2 改正後の附則第十四項の規定は、昭和四十年の決算から適用する。

三月十八日本委員会に左の案件を付託された。
一、ゴルフ場の入会保証金制度禁止措置に関する請願(第一一六〇号)

第一一六〇号 昭和四十一年三月十日受理

ゴルフ場の入会保証金制度禁止措置に関する請願
請 願 者 埼玉県川口市芝塚越町三、七五七
ノ九小川新一郎

紹介議員 鈴木一弘君
ゴルフ場の入会保証金制度を禁止されるよう立法措置を講ぜられたい。

理由

最近、ゴルフ場の経営形態として「入会保証金制度」が増加しているが、この制度によれば資本金は少額ですみ、ほとんどの設備、経営費は会員の納入した入会保証金でまかなわれる。しかし、会員はゴルフ場の利用権をうるだけで、その経営についての発言権は得られない。しかも、この入会保証金は無利子、一定期間すえ置となつている。この方式によれば、会員券の乱発により金あつめに悪用されるおそれがある。

第九号中正誤

べ 段 行 誤
二 一 二 の で 正
四 終 わ る 間 接 税 に も の で
三 ら 間 接 税 は 間 接 税 は